

東かがわ市温水プール整備運営事業

事業者選定基準

令和3年9月24日

東かがわ市

— 目 次 —

第1 本書の位置づけ	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式	1
2 事業者選定方法	1
3 事業者選定の体制	1
第3 審査の手順	2
1 参加資格審査（第一次審査）	3
2 提案内容審査（第二次審査）	3
第4 優先交渉権者の決定	7
1 優先交渉権者の決定	7
2 結果及び評価の公表	7
3 優先交渉権者を決定しない場合の措置	7

第1 本書の位置づけ

東かがわ市温水プール整備運営事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、東かがわ市（以下「市」という。）が、東かがわ市温水プール整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、応募者に配布する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、サービス水準との適合性、維持管理及び運營業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更にリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として資格審査、第二次審査として提案審査を行う。なお、資格審査は、提案審査の対象となる応募者を選定するためのみ行うこととし、資格審査の具体的な内容について、これを提案審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

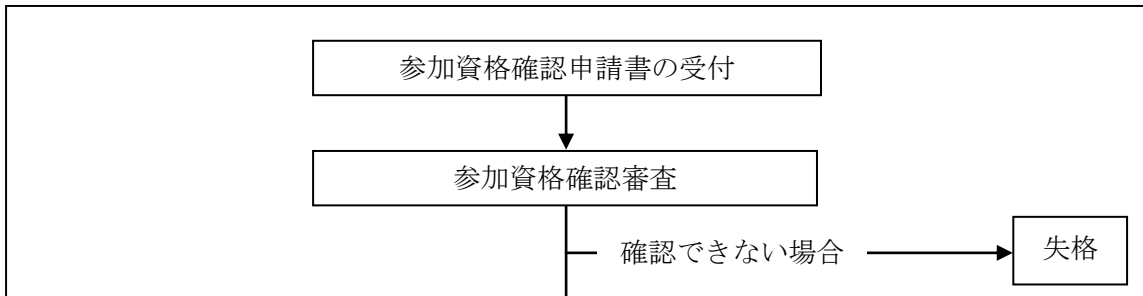
審査にあたっては、市が設置した東かがわ市温水プール整備運営事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、審査会における審査は非公開とする。

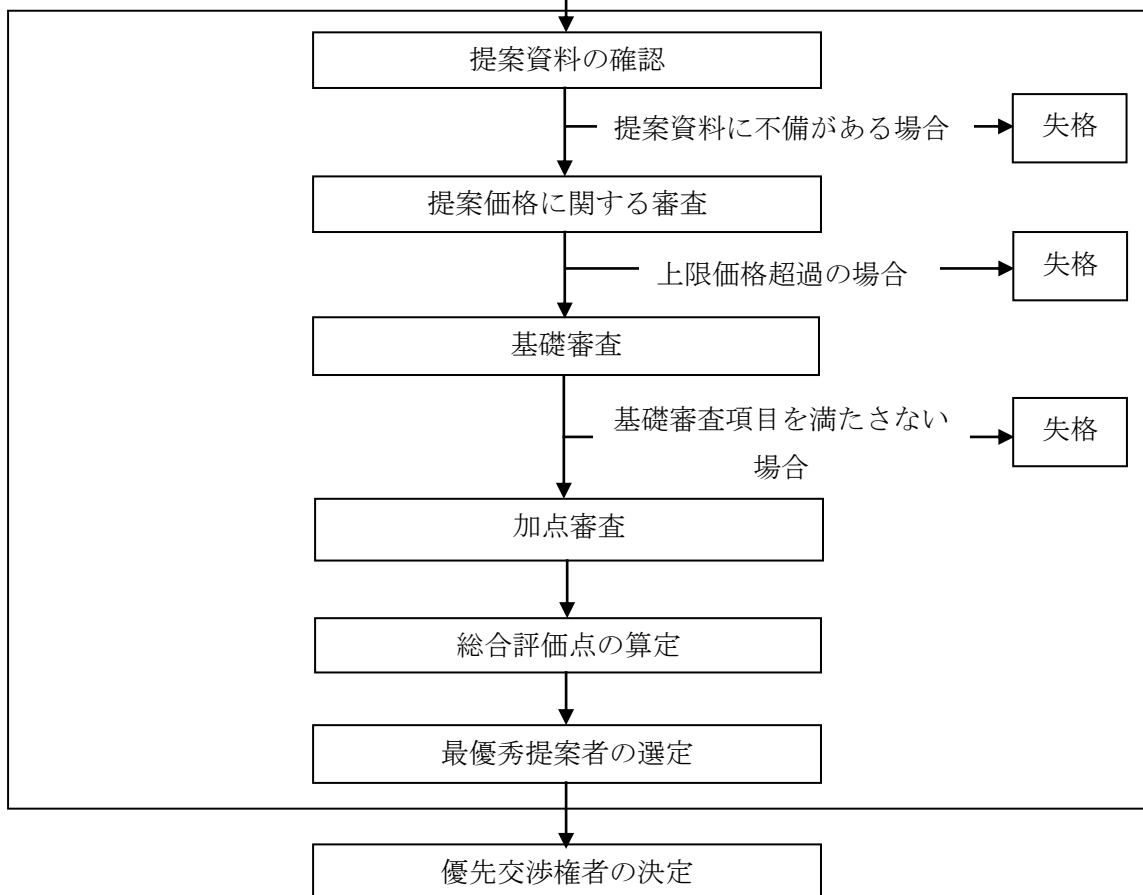
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

1 資格審査（第一次審査）



2 提案審査（第二次審査）



1 資格審査(第一次審査)

資格審査では、応募者が備えるべき資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格とする。

2 提案審査(第二次審査)

(1) 提案資料の確認

市は、提出された提案資料を確認し、様式集に記載した提案書類がすべて提出されているかを確認する。提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

市は、提案書に記載された提案価格が、それぞれ施設整備費の上限価格及び維持管理運営費の上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が上限価格を超える場合は失格とする。

(3) 基礎審査

参加者の提出した提案資料の内容が以下に示す基礎審査項目を充足しているかを確認する。

1項目でも充足していない場合は、失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、加点審査を行う。

【基礎審査項目及び内容】

審査項目	審査項目	提出様式
1 工程計画	<ul style="list-style-type: none">令和6年3月までの竣工・引渡に向けて適切な工程計画となっているか。設計や建設に係る申請手続等の適切な期間が確保されているか。	工程表 様式 7-4
2 施設整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none">要求水準書 第2-2-(3)-イ諸室計画に示された諸室がすべて配置されているか以下の施設について、要求水準に則った規模設定がされているか<ul style="list-style-type: none">①25mプール：1レーンの幅2m以上×7レーン以上、水深1.1m以上、車いすのまま入水できるようなスロープなどを整備②歩行用プール：他のプール槽から独立③小プール：深さ約70～75cm、他のプール槽から独立④ジム：160㎡以上⑤スタジオ：120㎡以上	施設整備・図面 様式 7-3

(4) 加点審査

提案資料のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点審査点を付与する。

加点審査点は、評価項目ごとに5段階で評価し、全体で140点満点とする。

加点審査の評価基準、採点の基準は、「東かがわ市温水プール整備事業基本計画」における基本方針に則り、次のとおりとする。

ア 加点審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点	様式
1. 事業計画、地域への配慮など	①事業を長期間安定的に実施するための実施体制（構成員の役割・責任分担、バックアップ体制、人員配置等）、リスク管理、セルフモニタリング計画等について優れた提案がされているか。	20点	様式6-1
	②地域の体育施設や温浴施設の運営に配慮し、共存・連携するための優れた提案がされているか。		
	③敷地周辺の住環境に配慮し、施設からの騒音や臭気などを低減させる等優れた提案がされているか。		
	④その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
2. 多世代が利用できる施設	①年齢を問わず市民の利用促進につながる魅力的なデザイン、空間及び運営プログラム等について優れた提案がされているか。	25点	様式6-2
	②障がい者や多様な性（LGBTQ+）に配慮し、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した施設計画や運営プログラム等について優れた提案がされているか。		
	③本市の豊かな自然や風土並びに近隣住民に親しまれた小学校跡地利用など、建設地のポテンシャルを高め、水と親しめるようなデザイン等について優れた提案がされているか。		
	④その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
3. 市民が望む機能整備・運動施設としての多様化への取り組み	①利用者の利便性の向上や健康増進に向けた諸室の配置、機器・備品の導入、運営プログラムの実施等について優れた提案がされているか。	20点	様式6-3
	②利用者ニーズの変化等に柔軟に対応できる方策について優れた提案がされているか。		
	③その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
4. 利用者への配慮	①車・自転車・徒歩など複数のアクセス手段を考慮に入れ、周辺道路からアクセスしやすい施設計画等について優れた提案がされているか。	10点	様式6-4
	②敷地内での安全に配慮した外部動線計画等について優れた提案がされているか。		
	③その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
5.	①市のニーズや学校の児童生徒の泳ぎの習熟度などに応じた、多様な支援メニューを継続して実施するための施設計画・体	10点	様式6-5

評価項目	評価内容	配点	様式
小・中学校授業との連携	制等について優れた提案がされているか。		
	②その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
6. 介護予防事業実施に向けた配慮	①市のニーズや介護予防事業利用者の要望に応じた、多様なメニューを継続して実施するための施設計画・体制等について優れた提案がされているか。	10点	様式6-6
	②その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
7. 安全・安心への取り組み	①施設における設備や監視・見回りなど、事故を未然に防ぐための優れた提案がされているか。	10点	様式6-7
	②施設で事故が起きた際に迅速な対応が可能となるような優れた提案がされているか。		
	③感染症への対策として、具体的かつ効果的な取組について優れた提案がされているか。		
	④その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
8. 維持管理費用削減への取り組み	①長期的な維持管理費用を削減し、財政負担の軽減につながる設備選定や保守点検・修繕計画等について優れた提案がされているか。	20点	様式6-8
	②維持管理期間が終了した後においても、安定的に利用ができるよう、施設の長寿命化につながる施設整備や維持管理等について優れた提案がされているか。		
	③省エネ設備の導入などにより長期的に環境負荷を低減するための優れた提案がされているか。		
	④その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
9. 自由提案	①施設全体の稼働率向上や利用促進による財政負担の軽減、集客力向上等に寄与する優れた自由提案がされているか。	15点	様式6-9
	②市の「ゼロカーボンシティ」宣言の実現に向け、環境負荷の低減に向けた優れた提案がされているか。		
	③その他特筆すべき点、優れた提案がされているか。		
	計	140点	

イ 採点の基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により加点審査点を付与する。算出した得点は小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

評価	判断基準	得点化方法
A	各評価項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCとの中間程度	各項目の配点×0.75
C	各評価項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEとの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	各項目の配点×0.00

(5) 価格点の算定

提案価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

① 整備費価格点の算出

加点審査に進んだ全応募者のうち、施設整備費（基本設計費、実施設計費、工事管理費、建設工事費、備品費の合計）の提案価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である20点を付与する。その他の応募者の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該応募者の提案価格（当該提案価格）との比率の二乗により算出する。算出した得点の小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

② 維持管理運営費価格点の算出

加点審査に進んだ全応募者のうち、事業期間全体の維持管理運営費（開業準備業務、維持管理費、運営費の合計）の提案価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である40点を付与する。その他の応募者の価格点は、第1位の提案価格（最低提案価格）と当該応募者の提案価格（当該提案価格）との比率の二乗により算出する。算出した得点の小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

③ 総合価格点の算出

①の整備費価格点と②の維持管理運営費価格点を足し合わせ、総合価格点とする。

① 施設整備費価格点	=	20点	×	(最低提案価格/当該提案価格) ²
② 維持管理運営費価格点	=	40点	×	(最低提案価格/当該提案価格) ²
③ 総合価格点 (満点 60点)	=	①施設整備費価格点	+	②維持管理運営費価格点

(6) 総合評価

審査会は、算定した加点審査点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価点 (最大 200点)	=	加点審査点 (最大 140点)	+	価格点 (最大 60点)
-----------------	---	-----------------	---	--------------

第4 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、資格審査及び提案審査により選定された最優秀提案をふまえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、加点項目審査点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、加点審査点も同点の場合は、審査員の協議により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者の選定結果は、各参加者の代表企業に通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、審査の経過及びその内容に関する問い合わせには応じない。なお、審査結果のうち、優先交渉権者として特定した者とその評価結果（提案者名及び評価点数の合計）は市ホームページにより公表する。公表については、優先交渉権者以外の業者名は記号化する。また、次点交渉権者が優先交渉権者となった場合は、その時点で次点者の評価結果（提案者名及び評価点数の合計）を市ホームページにより公表する。

また、優先交渉権者が基本協定を締結した後に、市は優先交渉権者に対し、優先交渉権者の各評価項目の点数を通知する。事業開始以降のモニタリングにおいて、各業務における提案不履行が確認された際には、この点数をもとに違約金を算定し徴収する場合がある。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として選定する。